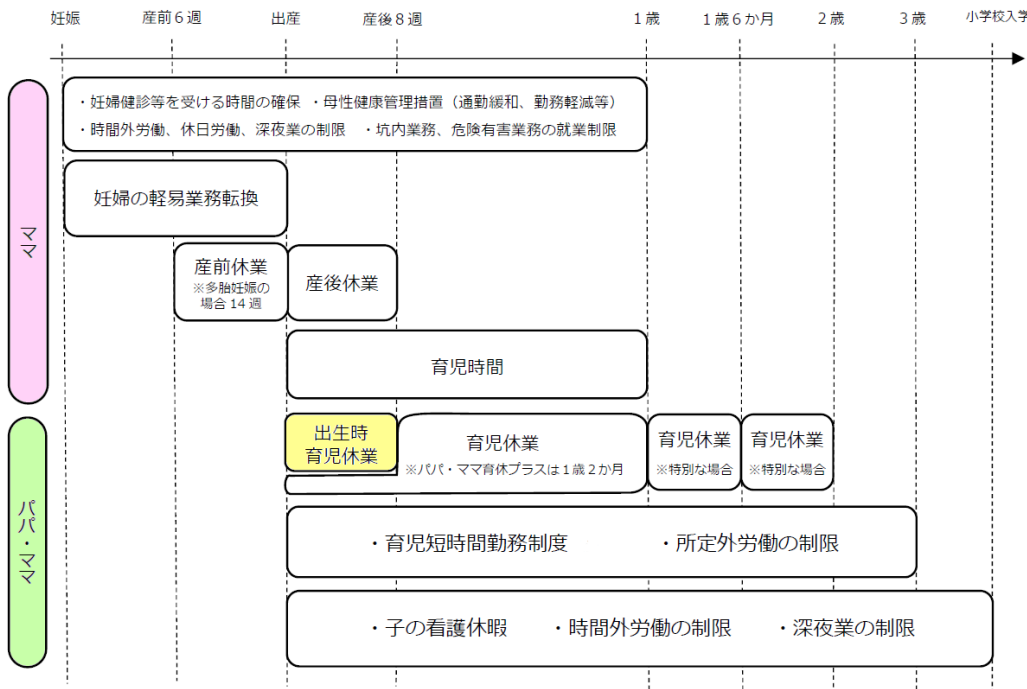


姫協は従業員の**育児休業・出生時育児休業**の取得促進に取り組みます！ (産後パパ育児)

皆さんご存じの通り、昨今父親が育児に関わることの重要性が認知され始めており、これは国全体、企業の課題にもなっています。姫協でも有期契約者を含め、男女の差のない育児休業・産後パパ育児の取得を促進していくことを改めて皆さんにお知らせします。また、育児・介護休業法の改正に伴い弊社でも9月30日付で就業規則を改定いたしました。就業規則には姫協で働く皆さんにとって重要な事項が載っていますから、この機会にぜひ一度ご覧になることをおすすめします。

仕事 & 育児の両立支援制度概要



社長からのメッセージ

姫協では、上記の通り、育児休業・産後パパ育児の積極的な制度利用を促進し、育児と仕事の両立を応援していきます。

また、産後パパ育児の取得者一号として、10月17日から白上靖さんが一週間ほど育児休業をとります。一週間といえども、産後の貴重な時間、奥様を存分に労い、楽をさせてあげてください！

休業中の収入面での不安や、業務の割り振りについてなど、育児休業に関わるどんなことでも、私自ら相談に乗りますので、気軽に声をかけてください！



育児休業相談窓口 代表取締役社長 岡崎国敏